

「令和 7 年度下関市 S N S 配信用動画制作および発信業務」仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度下関市 S N S 配信用動画等制作および発信業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

3 委託者

下関市（以下「甲」という。）

4 業務の目的

「下関市奨学金返還支援補助金制度」の制度改正に伴い、現行及び拡充された対象層に向けた SNS 用動画の作成・配信を行い、制度利用者の増加を目指すことを目的とする。

5 本事業の主な対象者

ア 20 代の新卒就活生

イ 「就職」「転職」に興味のある 30 代未満の方

ウ 「起業」に興味ある方

6 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

（1）広報戦略の検討・提案

ア 本市の「奨学金返還支援制度」を理解し、対象者を選定したうえで、広報効果が最大化するよう、奨学金貸付制度及び自治体・民間が行っている奨学金返還支援制度の分析を行い、本市に戦略を提案すること。

イ 配信する媒体毎に、インプレッション、リーチ数、クリック数(率)、再生数等の想定値を提案すること。

（2）動画作成

Instagram、TikTok	①10～15 秒広告(制度概要) 1 本 縦型 9 : 1 6 (1,080×1,920) ・若年層を対象とした視覚・音声で惹きつける構成とする
YouTube	①15 秒広告 1 本 (制度概要) 横型 1 6 : 9 (1,920×1,080) ・デジタルサイネージ併用を考慮した構成とする ・静音でも内容が伝わる工夫をすること
動画形式	・MP 4 形式、MOV 形式

そ の 他	・ 実写、アニメーション、ＣＧなど映像の種類は問わない ・ 音源を使用する場合はオリジナルまたはフリー音源にするなど、著作権の問題が発生しないようにすること。 ・ 各動画について映像・ナレーション、テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を２回以上設けること。
-------	---

(3) 動画配信

- ア SNS 広告の配信は YouTube、Instagram、TikTok とする。YouTube、Instagram についてはアカウントは下関市のアカウントを使用し、TikTok については広告配信専用として出稿する。YouTube はインストリーム広告とする。
- イ SNS 広告のリンク先は「下関市ホームページ内“奨学金返還支援補助金制度”」のページとする。
- ウ 広告配信対象者は上記記載のとおりとするが、制度を広く効果的に周知ができる方法を提案してもかまわない。
- エ 配信の期間は甲と受託者（以下「乙」という。）協議の上、決定する。

7 成果報告書の提出

業務の実施を完了したときは、次に掲げる成果品を添えて、成果報告書を提出すること。

○成果品

- (1) 制作した動画が保存されたブルーレイディスク：１枚
ブルーレイディスクは、一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、ブルーレイディスクドライブ付きのパソコンで複製が可能な形式とすること。
- (2) 制作した動画が保存されたDVD：１枚
DVDは、一般的な家庭用DVDプレーヤーで再生でき、DVD-Rドライブ付きのパソコンで複製が可能な形式とすること。
- (3) YouTube 用サムネイル画像(JPEG/PNG)：１枚

8 その他の留意事項

- (1) 業務の進捗を管理する責任者を１人配置すること。
- (2) 関係機関と連携し、必要な情報の提供など十分に配慮すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。